

産業廃棄物処分業許可証

住所 広島県安芸郡熊野町5474番地1
氏名 株式会社 ともやま商店
代表取締役 巴山 伸一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

広島県知事 湯崎 英彦



許可の年月日 平成26年10月4日

許可の有効年月日 平成31年10月3日

1. 事業の範囲

事業の区分
中間処理(破碎)
産業廃棄物の種類

【破碎】廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)、陶磁器くず及びがれき類(これらのうち廃プリント配線板、廃ブラウン管、廃石膏ボード、廃容器包装及び水銀使用製品産業廃棄物(水銀回収義務のあるものを除く。))を含み、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、自動車等破砕物、石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

- (1) 破碎施設 広島県安芸郡熊野町5474番地1 平成20年5月31日設置
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(廃蛍光管に限る。)4t/日
- (2) 破碎施設 広島県安芸郡熊野町5474番地1 平成20年11月15日設置 がれき類 4t/日
- (3) 破碎施設 広島県安芸郡熊野町5474番地1 平成30年10月5日設置 廃プラスチック類 1.54t/日、紙くず 1.35t/日、木くず 1.99t/日、繊維くず 0.54t/日、金属くず 2.62t/日、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 2.37t/日(これらのうち水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。)
- (4) 保管施設
- ア 広島県安芸郡熊野町5474番地1 38.4㎡ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。) 33.18㎡ 容器保管
- イ 広島県安芸郡熊野町5474番地1 28.96㎡ 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(これらのうち水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。) 28.5㎡ 1.25m
- ウ 広島県安芸郡熊野町5474番地1 28.96㎡ 木くず(水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。) 28.5㎡ 1.25m
- エ 広島県安芸郡熊野町5474番地1 28.96㎡ 紙くず及び繊維くず 28.5㎡ 容器保管
- オ 広島県安芸郡熊野町5474番地1 28.96㎡ 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(これらのうち水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。) 28.5㎡ 容器保管
- カ 広島県安芸郡熊野町5474番地1 13.0㎡ 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(これらのうち廃蛍光管に限り、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。) 28.6㎡ 屋内保管
- キ 広島県安芸郡熊野町5474番地1 8.8㎡ がれき類 7.5㎡ 1.2m

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成26年10月15日 更新許可
平成29年10月25日 住所の変更
平成30年10月9日 業の一部廃止及び事業の用に供する施設の変更
平成30年10月12日 変更許可

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有